

東日本大震災復興特別区域法における環境影響評価手続の特例

東日本大震災復興特別区域法(復興特区法)

- 東日本大震災により被災した地域での迅速な復興を図るための事業を実施する必要がある市町村等が、事業の実施を通じた地域の整備に関する計画(復興整備計画)を作成できる。
- この復興整備計画の作成により、土地利用の再編等による復興整備事業を迅速に行うための許認可等の特例、復興整備計画の実施に係る特別の措置等を受けることができる。

復興特区法における環境影響評価手続の特例

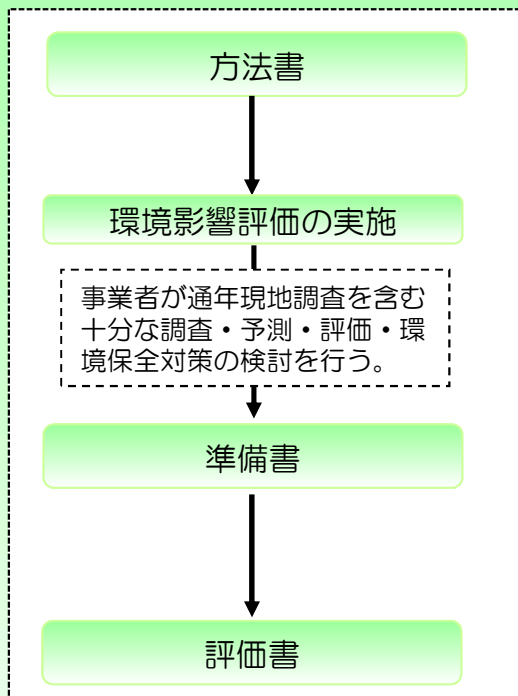
- 復興整備計画に位置付けられた復興整備事業のうち、環境影響評価法の対象事業となる一定の事業についても、迅速な事業着手という本法の趣旨に合わせた形で環境影響評価手続の特例を適用。

「復興事業への迅速な着手」と「環境保全」の両立を図る。

現行制度

<対象事業>

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で、道路、ダム、鉄道、空港、発電所、土地区画整理事業などの13種類の事業

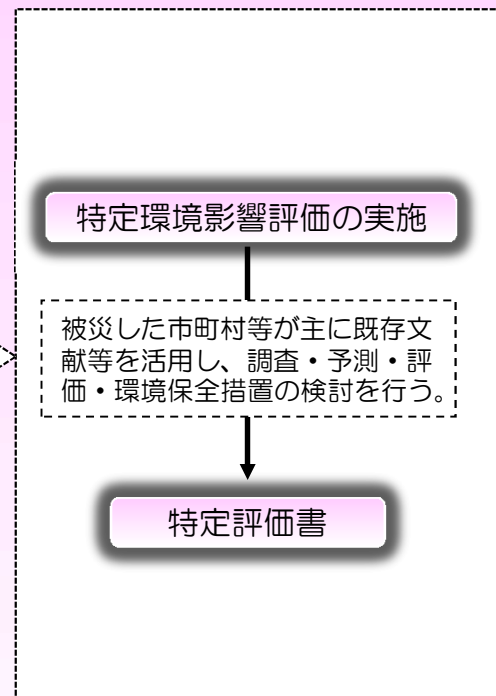


- ◆ 対象事業を実施しようとする事業者が手続を実施
- ◆ 方法書、準備書、評価書の3段階で実施
- ◆ 方法書、準備書段階では国民、地方公共団体が、評価書段階では国の関与がある。

特例手続

<対象事業>

被災住民の生活再建に不可欠な事業で、復興整備計画に位置づけられる一定規模以上の土地区画整理事業、鉄道事業及び軌道事業



- ◆ 被災した市町村等が特例手続を実施
- ◆ 方法書、準備書、評価書を集約
- ◆ 国民、地方公共団体、国の関与を集約